別表六の二（六）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別増減試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二(六)「７」の欄に記載された割合が100分の８を超える場合又は連結親法人事業年度が平成31年４月１日前に開始した各連結事業年度において同欄に記載された割合が100分の５を超える場合にのみ記載すること。

3　「個別試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度が平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において別表六の二(六)「９」の欄に記載された割合が100分の10を超える場合にのみ記載すること。

4　「割　増　前　税　額　控　除　割　合　$\frac{12}{100}+((9)-\frac{5\text{又は}8}{100})\times0.3$　(0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12)　」　⑿　の欄は、連結親法人事業年度が平成29年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載すること。この場合において、連結親法人事業年度が平成31年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「５又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は８」を消すこと。

5　「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額　(別表六の二(六)「20」)×$\left(\frac{(5)}{(6)}\text{又は}\frac{(15)}{(16)}\right)$　」　⑰　の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

⑴　⑵に掲げる場合以外の場合　「又は$\frac{(15)}{(16)}$」を消すこと。

⑵　連結親法人事業年度が平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に開始する各連結事業年度において、別表六の二(六)「７」の欄に記載された割合が100分の８を超える場合若しくは同表「９」の欄に記載された割合が100分の10を超える場合又は連結親法人事業年度が平成31年４月１日前に開始した各連結事業年度において同表「７」の欄に記載された割合が100分の５を超える場合　「$\frac{(5)}{(6)}$又は」を消すこと。